

通訳料基準が改正されました

法テラスでは、財政規律を維持する観点から、通訳料の支給基準(通訳料基準)を定めており、契約弁護士は、通訳料基準に従って通訳人に通訳を依頼するよう努めなければならないとされています(弁護約款本則第17条、付添約款本則第15条、被害者参加約款本則第15条)。

法テラスでは、原則として、通訳料基準に基づき通訳料等(通訳人費用)を算定していますが、同基準の文言からは明確でない点や、誤解を招きやすい点等がありましたので、平成27年12月15日付けで、基準を明確化するために通訳料基準を改正しました。

また、上記改正に合わせて、通訳料基準と異なる支給を認める要件を明確にしました。

主な改正点等は以下のとおりです。詳細な改正点の内容や注意点については、通訳料等の請求書式及び説明文書「法テラスの通訳料基準」をご参照ください。

※ 国選弁護・付添に係る通訳に伴う文書作成料(翻訳料)については、同費用請求書の書式記載の説明をご覧ください。

1 同一事件に関し、同一日に複数回の通訳が行われた場合の取扱い

同一事件に関し、同一日に複数回の通訳が行われた場合は、複数回の通訳時間を合算し、基本料金及び延長料金を支給すること(したがって、基本料金の支給は1回のみとなる。)を明らかにしました。

例:同一日の午前中に45分、午後には26分接見した場合

→ 45分と26分を合算し(合計71分)、うち30分までは基本料金8,000円を、41分は延長料金4,000円(1分は切捨て)を支給(合計12,000円)

2 10分未満の延長通訳時間、20分未満の待機時間について

延長料金・待機手当については、それぞれ、10分・20分に達するごとに支給すること(したがって、10分未満・20分未満は切捨てとなる。)を明らかにしました。

※ 説明文書「法テラスの通訳料基準」内の【通訳料、待機手当の計算表】もご活用ください。

3 通訳料基準と異なる支給を認める要件について

契約弁護士が、通訳依頼の際に通訳人に通訳料基準を説明し、同基準に従った契約を締結しようとしたが、通訳人に応じてもらえず、やむを得ず同基準と異なる支給基準で契約を締結した場合には、締結した契約に従った通訳人費用を算定します。

法テラスでは、上記要件の確認のため、①契約弁護士が通訳人に通訳料基準を説明したか、②同説明にもかかわらず通訳料基準と異なる支給基準で契約を締結した理由についての確認を求めていますので、通訳料等請求書に①、②の記載をお願いいたします。